

尼崎市国民健康保険特定保健指導
完了率向上に向けた保健指導業務

仕様書

仕様書

1 業務名

尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導業務

2 業務概要

厚生労働省が示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づき、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった者に対し、保健指導（以下「特定保健指導」という。）を行うこと。

なお、委託業務遂行にあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」（平成30年4月厚生労働省）と「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」（平成30年3月厚生労働省）に準拠して実施するとともに、特定保健指導の対象者の特性やニーズに応じた指導方法で効果的に実施するものとする。

3 実施目標

市は、特定保健指導完了率の令和2年度目標値を57.5%としており、令和3年度に国の参酌目標である60%を目指している。そのため本委託業務実施においては、その目標達成に向けた企画提案を求める。詳細は「尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画」P.109を参照すること。

「尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画」のURL

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kokuho/1001886/1013330.html>

具体的には、次のとおりの業務委託人数を見込んでいる。（全て年間見込人数）

なお、参考までに仕様書末尾に「参考資料 市の直近実績（法定報告値）」を掲載しておく。

表 特定保健指導の業務委託見込人数

合計完了者見込			受託事業者への委託分				本市直営分			
総数	動機付け支援	積極的支援	実施内容	合計	動機づけ支援	積極的支援	実施内容	合計	動機づけ支援	積極的支援
1,561人	1,358人	203人	初回	対象者の15%			初回支援	対象者の85%		
				298人	238人	60人		集団・個別・訪問支援		
			継続支援・実績評価	対象者の80%			継続支援・実績評価	対象者の20%		
				1217人	1059人	158人		個別・訪問・電話支援		
			望ましい支援形態 訪問支援							
			望ましい支援形態 電話支援							

4 対象者

尼崎市国民健康保険被保険者で特定健康診査を受診した者のうち、動機付け支援及び積極的支援の対象者に該当し、市が作成する保健指導者名簿一覧にて対象とした者。医療機関受診の対象者には市が特定保健指導利用券を送付しているが、集団健診受診者や利用券交付前の対象者においても、市で特定保健指導の対象者であると確認できた者については、健診結果に基づき特定保健指導を開始できることとする。

なお、初回支援を市が実施した者の継続支援および実績評価の実施も含む。

5 業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を業務期間とし、年度毎の単年度契約とする。ただし、業務実績等によっては、契約を更新しない場合がある。

6 業務内容

(1) スケジュールの作成

特定保健指導全般の企画や、契約締結から保健指導完了までのスケジュールを作成し、特定保健指導事業計画書として市に提出すること。

なお、同計画の作成にあたり、支援開始のタイミングとして、①医療機関での健診受診者が特定保健指導利用券を受け取った後2ヶ月以内、②市が作成した保健指導者名簿一覧を受託業者が受領後1ヶ月以内を基本と考え、効率的に指導ができるようにスケジュールを作成すること。

(2) 実施場所

支援の実施場所は、対象者の自宅、尼崎市役所内や、受託事業者の事業所施設及び地域の会館などとする。地域の会館においては、市が実施する健診結果説明会と同日・同部屋の使用であれば、支援の実施は可能である。具体的には、別途双方協議のもと定める。

なお、対象者自らが支払いをする可能性のある場所（喫茶店、飲食店や会場使用料等自己負担金が発生する場所など）は、本人の了承があっても使用できないものとする。

(3) 実施方法

ア 個別計画の作成

対象者の保健指導にあたっては、個別の保健指導計画を作成し、進捗管理を行う。

なお、作成にあたっては対象者の個性や利便性を考慮し、訪問や面接、電話などの支援形態を選択すること。

イ 使用する教材

特定保健指導に使用する教材は、市が提供する次のものを活用することを原則とする。

- ・健康診査受診結果通知表（対象者自身の健診結果が経年表になっている帳票：別添1）
 - ・尼崎市健診結果構造図（対象者自身の血管変化とそのリスクが理解できる帳票：別添2）
 - ・脂質管理目標値（健診結果に基づくリスクから脂質管理目標を設定した帳票：別添3）
 - ・保健指導ツール（内臓脂肪や食事、運動について対象者に伝えるための保健指導資料をファイル化したもの）
 - ・その他、市が別途指定する教材
- なお、受託事業者オリジナルの教材を使用する場合は、市と協議した上で使用すること。

ウ 具体的な支援内容

a 動機付け支援

- ・初回面接：自宅又はこれに準ずる場所での訪問、もしくは来所型による個別支援
- ・実績評価：電話支援又は電子メール支援

b 積極的支援

- ・初回面接：自宅又はこれに準ずる場所での訪問、もしくは来所型による個別支援
- ・継続支援（支援A）：自宅又はこれに準ずる場所での訪問・個別支援、電話支援又は電子メール支援
- ・継続支援（支援B）：個別支援、電話支援又は電子メール支援
- ・実績評価：電話支援又は電子メール支援

積極的支援は、支援Aで180ポイント以上、または支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上実施すること。

初回面接の支援形態は、家庭訪問が望ましいが、「3 実施目標」に掲げる目標を達成し得るのであれば来所型の個別支援でも差し支えない。ただし、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」第3編第3章3-3の要件を満たす内容とし、特定保健指導の対象者に合った支援形態を選択すること。保健指導の日時を調整することも含めて受託事業者が行うものとする。

積極的支援は従来通り6カ月後以降の評価とし、動機付け支援については3ヶ月後以降の評価を実施することを基本とする。

(4) 保健指導を中断した場合の取り扱い

ア 途中脱落の場合

動機付け支援又は積極的支援の途中で、実施予定日に利用がなく、代替日の設定がない、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終利用日から未利用のま

ま 2 ヶ月を経過した時点で、特定保健指導対象者（利用者）に対し、脱落者であると認定する旨（脱落認定）を通知すること。

脱落認定の通知後 2 週間以内に特定保健指導対象者（利用者）から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、実施完了している支援内容について記載した特定保健指導報告書を市に提出すること。報告書には「途中終了」と明記すること。

なお、脱落認定日以降に誤って指導がなされ、特定保健指導利用分の請求があった場合、受託事業者がその費用を負担するものとし、市は委託料を支払わないものとする。

イ 医療保険が変わる場合（資格喪失）

特定保健指導対象者（利用者）が資格喪失したことが明らかとなった場合、市は特定保健指導実施中の実施機関及び特定保健指導対象者（利用者）に対し、資格喪失による利用停止及びその日付を通知し、その通知を受け取った受託事業者は保健指導の利用終了として、実施完了している支援内容について記載した特定保健指導報告書を市に提出すること。報告書には「途中終了」と明記すること。

7 特定保健指導の実施結果報告

受託事業者は、実施月毎に対象者別毎の特定保健指導の実施結果を取りまとめ、特定保健指導の実施報告書（別添 4・5 もしくは同等の内容が記載されたもの）及びその電子データを CSV ファイルにて実施月の翌月末までに市に報告すること。

なお、電子データの様式は別途双方協議のもと定める。市はその報告内容を確認し、その確認の終了をもって業務の完了とする。

また、特定保健指導事業計画書に基づき、四半期ごとに業務の進捗状況について市に報告すること。報告期日については、別途双方協議のもと定める。

8 支払方法

(1) 受託事業者は、前項の規定に基づき結果報告を行った後、当該業務にかかる経費として別途定める保健指導の支援形態毎の単価契約額に 7 で報告のあった件数をかけたものに、消費税および地方消費税を加えた額を市に請求すること。

なお、一円未満は切り捨てとする。

(2) 市は、業務の完了後、適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から 30 日以内に、市が指定する方法で受託事業者に委託料を支払うものとする。

(3) この契約において、消費税法及び地方税法の改正により消費税法第 29 条に規定する税率又は地方税法第 72 条の 83 に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した特定保健指導に係る委託料は変更後の消費

税率を適用して計算する。

9 特定保健指導の実施にあたっての注意事項

特定保健指導を行う際に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこと。

10 その他特記事項

(1) 一括再委託の禁止

受託事業者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(2) 権利譲渡等の禁止

受託事業者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(3) 事故発生時の処理

委託業務の遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を市に連絡するとともに、受託事業者の責任において速やかに処理し、市は一切の責めを負わないものとする。また、土日祝日や夜間に保健指導を行う時には、受託事業者は緊急を要する事態が発生した場合に対応できる体制を確保すること。

(4) 個人情報の保護

業務遂行に当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止するとともに、保健指導実施者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」及び「尼崎市情報セキュリティポリシー」及び「尼崎市個人情報保護条例」に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、必要な個人情報保護対策を講じなければならない。

ア 市が提供した関係資料（以下「資料」という。）の取扱いについては適正に維持管理すること。

イ 直接又は間接に知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。契約の期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

ウ 資料を滅失し、又はき損しないよう、その取扱いについては細心の注意を払うとともに、資料を契約目的以外に使用し、又は第三者へ提供しないこと。

エ 資料を複写又は複製しないこと。

オ 資料は、契約期間満了後、直ちに市に返還すること。

カ 資料の漏洩、滅失、き損若しくは改ざん等の事故あるいは委託業務の遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を市に報告すると

ともに必要な措置をとること。

(5) 業務の実施状況等の調査

市は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」の「4. 委託 4-4 重要事項に関する規程」に示される運営等に関する基準において定めておくべき概要について受託事業者の公表内容等に関し詳細を確認する等、市が必要と認めるときは、受託事業者における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができるものとし、受託事業者は当該照会について、速やかに対応するものとする。

(6) 契約の解除

市は受託事業者が契約に違反した場合、又は保健指導機関に関する「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」の「4. 委託 4-4 重要事項に関する規程」における公表内容等が事実と異なり、それにより市に大きな影響がある場合は、契約を解除できるものとする。

(7) 仕様書等の変更

市は、仕様書の内容を変更する必要があると認めるときは、受託事業者と協議のうえ、双方が記名捺印した書面によりこれを行うことができる。

(8) 著作権等

本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は市に帰属する。また、市は、成果物や関連資料等を自由に公表し、又は変更することができるものとし、受託事業者は、これに関して何ら異議を述べないものとする。

(9) 費用負担

受託事業者は、委託業務に実施に必要な人員や機材等を確保し、その他委託業務の実施に必要な経費は本仕様書に定める業務実施の範囲において受託事業者の負担とする。

(10) 定めのない事項等の処理

上記以外に、定めのない事項で疑義の生じた場合、法令（尼崎市の条例等を含む）の定めるところによるもののほか、市・受託事業者双方協議して定めるものとする。

以 上

《市の直近実績(法定報告値)》

参考資料

【特定健康診査】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	76,976	72,418	67,405	65,027
受診者数	30,851	27,866	26,003	21,403
受診率	40.1%	38.5%	38.6%	32.9%

【特定保健指導】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	3,460	3,189	3,029	2,191
完了者数	1,649	1,602	1,332	886
完了率	47.7%	50.2%	44.0%	40.4%



(内訳)

動機付け支援	対象者数	2,606	2,499	2,298	1,685
	完了者数	1,458	1,403	1,267	873
積極的支援	対象者数	854	690	731	506
	完了者数	191	199	65	13